元東村山市議をめぐるデマ事件について

東京・東村山市議であった朝木明代氏の転落死（１９９５年〈平成７年〉）について、その遺族や同僚らが、創価学会の関与した“他殺事件”であるかのような話をデッチ上げ、一部の週刊誌と共に騒ぎ立てたものです。
もちろん事実無根で、学会の方こそ根も葉もないウソによって濡れ衣を着せられた“被害者”です。そこで、学会から名誉毀損だとして裁判を起こし、全面勝訴しています。

当時のこうした悪辣なデマ報道に対して、創価学会が起こした名誉毀損裁判３件すべてにおいて、創価学会の全面勝訴が確定。転落死と学会の関連性は明確に否定されました。特に悪質な２件の裁判では、高額賠償に加え、謝罪広告も命じられています。
さらに、転落死した市議の同僚と市議の娘らが言いがかりをつけて起こした裁判も、ことごとく、同僚市議側が敗訴。逆に、裁判を起こした同僚市議らの発言の方が名誉毀損であると認定する判決まで出ているのです。

事の経過は、次のようなものです。
１９９５年（平成７年）９月、「週刊新潮」「週刊文春」（９月１４日号）が女性市議の転落死に創価学会が関与しているのではないかという事実無根の憶測記事を掲載。両誌に続いた「週刊現代」（９月２３日号）は「夫と娘が激白！『明代は創価学会に殺された』」という大見出しを付け、夫と娘のコメントを一方的に世間に垂れ流しました。さらには、市議の同僚らが発行するミニコミ紙「東村山市民新聞」で騒ぎ立てました（９月２７日付～翌年２月２１日付号）。

特に「週刊現代」は、転落死にまつわる記事を、４回にわたって掲載。しかし、記事内容は回を重ねるにつれ、トーンダウンしていきます。創価学会が刑事告訴した後の２回目（９月３０日号）では、転落死について「殺人事件」としていたものを「変死事件」へと、その次の号では「変死」「深まる謎」と大幅に後退させています。これだけみても、いかに、取材がずさんで、編集部ですら内容に確証をもたずに書いた記事であることの証左といえます。
「週刊現代」の記事には、市議の夫と娘のコメントが掲載されていましたが、裁判が進んでいくと、市議の夫・娘と、「週刊現代」との間に、コメントを「言った」「言わない」で内紛が起こりました。

転落死については、捜査当局による厳正な捜査が行われました。警察による捜査の結論が出たのは、転落死から３カ月後の１２月。検察も１年半に及ぶ徹底捜査の結果、事件性なしと判断し、捜査は終了しました。

<参考資料> 元東村山市議をめぐるデマ事件について

元東村山市議の転落死の翌日から、市議の娘である朝木直子氏や同僚の矢野穂積氏、そしてライターの乙骨正生氏が、あたかも創価学会が関与したかのように騒ぎ始めた。しかし、この時点では警察の捜査結果も出ていない。それにもかかわらず、裏取りや検証をすることもなく、一方的な憶測による記事が掲載された。創価学会のイメージダウンを狙った、悪質なデマと言わざるをえない。

＜判決一覧　全裁判で創価学会側が全面勝訴＞

①「週刊新潮」のデマ

決　　着：東京地裁　学会側勝訴で確定（２００１年〈平成１３年〉５月１８日）
判決内容：新潮社、松田宏（元編集長）に対して、損害賠償２００万円の支払いを命じる

②「週刊現代」のデマ

決　　着：最高裁　学会側勝訴で確定（２００２年〈平成１４年〉１０月２９日）
判決内容：朝木大統（元市議の夫）・直子、講談社、元木昌彦（元編集長）に対して、謝罪広告の掲載、損害賠償２００万円の支払いを命じる

③「東村山市民新聞」のデマ

決　　着：東京高裁　学会側勝訴で確定（２００１年〈平成１３年〉１２月２６日）
判決内容：矢野穂積、朝木直子に対して、謝罪広告の掲載、損害賠償２００万円の支払いを命じる

④「聖教新聞」報道を名誉毀損だとして、朝木氏らが提訴

決　　着：最高裁　学会側勝訴で確定（２００２年〈平成１４年〉１１月８日）
判決内容：朝木直子、矢野穂積の請求を棄却。“朝木らこそ「名誉毀損」”と認定

⑤「創価新報」報道を名誉毀損だとして、朝木氏らが提訴

決　　着：東京地裁　学会側勝訴で確定（２００３年〈平成１５年〉３月１０日）
判決内容：朝木直子、矢野穂積の請求を棄却。“「自殺」を真実と信じるのに相当の理由あり”と認定

⑥ 月刊誌「潮」の報道を名誉毀損だとして、朝木氏らが提訴

決　　着：東京高裁　学会側勝訴で確定（２００２年〈平成１４年〉１１月１３日）
判決内容：朝木直子、矢野穂積の請求を棄却。“「自殺」を真実と信じるのに相当の理由あり”と認定

⑦　東村山市内の新聞販売店、広告取次業者、学会に損害賠償を求め、朝木氏らが提訴

決　　着：東京地裁　学会側勝訴で確定（２００４年〈平成１６年〉１月２６日）
判決内容：朝木直子、矢野穂積の請求を棄却。“「東村山市民新聞」の折り込み拒否の正当性”を認定

⑧　創価学会と学会側弁護士を、矢野穂積氏が提訴

決　　着：東京高裁　学会側勝訴で確定（２００５年〈平成１７年〉７月１９日）
判決内容：矢野穂積の請求を棄却。“主張自体が失当”と認定

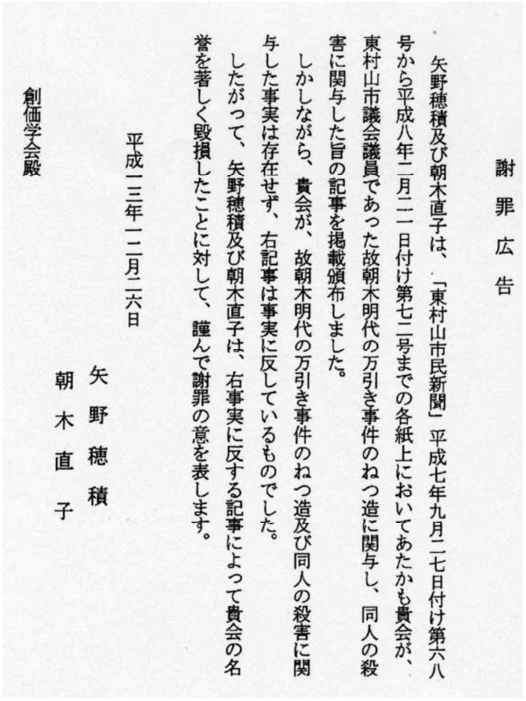
＜東村山年表＞

※ 学会が「週刊現代」を訴えた項目の表記　　……「週刊現代」デマ報道
※ 学会が「東村山市民新聞」を訴えた項目の表記　……「東村山市民新聞」デマ報道
※ 学会が「週刊新潮」を訴えた項目の表記　　……「週刊新潮」デマ報道

１９９５年（平成７年）	９月	朝木市議が飛び降り自殺 「週刊新潮」「週刊現代」がデマ報道
	１０月	創価学会が「週刊現代」を提訴
	１１月	国会議員が国会質問でデマを騒ぐ
	１２月	警視庁東村山署が「自殺」と断定
１９９６年（平成８年）	５月	乙骨氏が『怪死』を出版
１９９７年（平成９年）	４月	東京地検八王子支部も「自殺の疑いが濃厚」と結論
	８月	学会が「週刊新潮」「東村山市民新聞」を提訴
１９９９年（平成１１年）	７月	【「週刊現代」デマ報道】 東京地裁が、講談社と「週刊現代」元編集長・元木昌彦氏に対し、謝罪広告の掲載、損害賠償金２００万円の支払いを命令
２００１年（平成１３年）	２月	【「東村山市民新聞」デマ報道】 東京地裁が、「東村山市民新聞」編集長・矢野穂積氏と副編集長・朝木直子氏に対し、謝罪広告の掲載と損害賠償金２００万円の支払いを命令
	５月	【「週刊現代」デマ報道】 東京高裁が、謝罪広告の掲載、講談社と「週刊現代」元編集長・元木昌彦氏と朝木大統・直子氏に対し、共同で損害賠償金２００万円の支払いを命令
	５月	【「週刊新潮」デマ報道】 東京地裁が、新潮社と「週刊新潮」編集人兼発行人・松田宏氏に損害賠償金２００万円の支払いを命令（「週刊新潮」側が控訴断念）
	１２月	【「東村山市民新聞」デマ報道】 東京高裁が、「東村山市民新聞」の編集長・矢野穂積氏、副編集長・朝木直子氏に対し、損害賠償金２００万円の支払いと謝罪広告の掲載を命じた一審判決を全面的に支持し、控訴を棄却（朝木氏側が上告断念）
２００２年（平成１４年）	５月	「東村山市民新聞」が謝罪広告を掲載
	１０月	【「週刊現代」デマ報道】 最高裁が、講談社と朝木氏側の上告を棄却（「週刊現代」元編集長・元木昌彦氏は上告断念）。謝罪広告の掲載と、共同で損害賠償金２００万円の支払いを命じた二審判決が確定
２００３年（平成１５年）	２月	「週刊現代」が謝罪広告を掲載

＜謝罪広告＞

● 「東村山市民新聞」（２００２年〈平成１４年〉５月３１日付）



謝罪広告

矢野穂積及び朝木直子は、「東村山市民新聞」平成七年九月二七日付け第六八号から平成八年二月二一日付け第七二号までの各紙上においてあたかも貴会が、東村山市議会議員であった故朝木明代の万引き事件のねつ造に関与し、同人の殺害に関与した旨の記事を掲載頒布しました。

しかしながら、貴会が、故朝木明代の万引き事件のねつ造及び同人の殺害に関与した事実は存在せず、右記事は事実に反しているものでした。

したがって、矢野穂積及び朝木直子は、右事実に反する記事によって貴会の名誉を著しく毀損したことに対して、謹んで謝罪の意を表します。

平成一三年一二月二六日

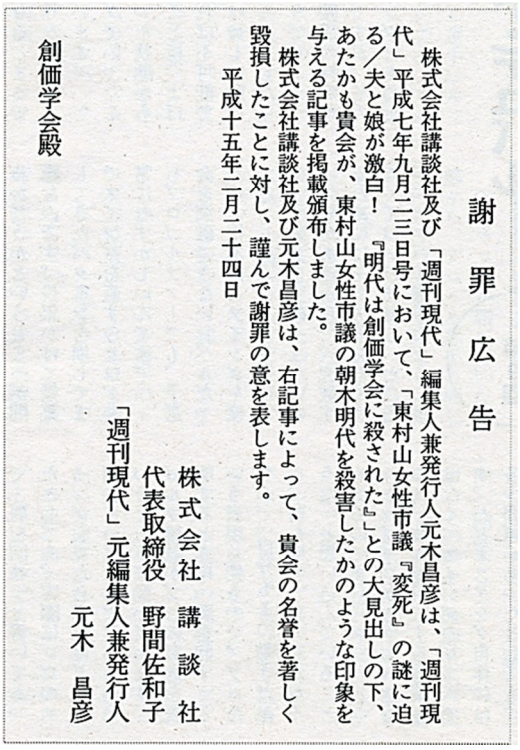
矢野穂積

朝木直子

創価学会殿

「紙面の３分の１を割いて掲載された」

● 「週刊現代」（２００３年〈平成１５年〉３月８日号）



謝罪広告

株式会社講談社及び「週刊現代」編集人兼発行人元木昌彦は、「週刊現代」平成七年九月二三日号において、「東村山女性市議『変死』の謎に迫る／夫と娘が激白！『明代は創価学会に殺された』」との大見出しの下、あたかも貴会が、東村山女性市議の朝木明代を殺害したかのような印象を与える記事を掲載頒布しました。

株式会社講談社及び元木昌彦は、右記事によって、貴会の名誉を著しく毀損したことに対し、謹んで謝罪の意を表します。

平成十五年二月二十四日

株式会社講談社

代表取締役　野間佐和子

「週刊現代」元編集人兼発行人

元木　昌彦

創価学会殿